

社会体育施設 使用料見直しのお知らせ

平成26年4月1日から使用料金が変わります

日頃より、市内社会体育施設をご利用いただき、誠にありがとうございます。

公共施設を維持、運営していくには、人件費、維持補修費などの経費がかかりますが、これらの経費については施設サービスを利用する特定の人が利益を受けることから、受益の範囲内で使用料として利用者に負担いただいています。このため定期的に見直しを行い、料金体系を精査し、負担の公平性を図る必要があります。

それに伴い、今回、臨海スポーツセンター、総合運動場等の使用料金の見直しを行うとともに、これまで無料でご利用いただいていた各運動広場におきましても、料金を新たに設定させていただくこととなりました。

皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、主旨をご理解の上、今後とも変わらぬご利用を賜りますようお願い申し上げます。



平成26年4月実施 3つの改訂ポイント

①臨海スポーツセンター・総合運動場・今井野球場・のぞみ野サッカー場の使用料の見直しをしました。

*各施設の料金等の詳細については、裏面をご覧ください。

②各運動広場の多目的広場が有料になります。

*対象施設＝長浦・根形・平岡・永吉の各運動広場の多目的広場と一部の小多目的広場

③一部の屋外施設の開場時間を延長します。

*対象施設＝総合運動場〔野球場・陸上競技場・テニス場〕・今井野球場・のぞみ野サッカー場

適用開始

平成26年4月1日以降のご利用分より新料金となります

〔2月1日～開始される平成26年4月分の抽選申込分より新料金適用での申込みとなります〕

上記に関するお問合せ先：袖ヶ浦市役所 教育委員会体育振興課

TEL 0438 (62) 3791 ※課直通 FAX 0438 (63) 9680

メールアドレス sode31@city.sodegaura.chiba.jp